



情報ボックス

保健所は新たに「健康危機対処計画」を策定 総合的なマネジメントを担う保健師も配置

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が
基本指針の改訂事項を大筋で了承

厚生労働省は1月19日、第49回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会を開催した。審議事項は、昨年12月改正の感染症法等を踏まえた保健所、地方衛生研究所の機能強化。

感染症法では、予防計画の記載事項の充実、都道府県と保健所設置市・特別区等による「連携協議会」の創設等が規定され、地域保健法でも、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査、地方衛生研究所の試験検査等の体制整備等が法定化された。これらを受け、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を見直す。

指針改定のポイントは、まず自治体の健康危機管理体制として「感染症のまん延に備えた体制構築」の確保を明記した点。また、保健所運営の基本的事項に感染症に関する機能強化や人材確保等を規定し、感染症業務に従事する保健師の継続的確保、平時からの健康危機時の全庁的な人員体制や、健康危機時における感染症対策以外の業務の縮小の検討、地域の専門人材を応援職員として派遣する仕組み（IHEAT）の構築などについても明記した。

感染症は、市町村をまたいだ対応が必要となる。そこで都道府県は、「連携協議会」を設置。県型保健所、保健所設置市、市町村、医療機関、消防その他の関係機関等と連携し、平時から感染症発生・まん延時の自治体間の役割分担や連携内容をあらかじめ調整するとともに、「予防計画」を策定する。

さらに保健所は、「予防計画」との整合を図りつつ、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるための「健康危機対処計画」を策定する。同計画の記載イメージは、健康危機のフェーズに応じ、業務内容と量の見積もり、業務の重点化や絞り込み（BCP）、IHEATを含む人員体制、外部の応援職員の受入体制（受援計画）、職員のメンタルヘルス対策や時間管理の方策、研修や実践型研修の実施など。

また保健所には、健康危機管理体制の確保のため、統括保健師などの総合的なマネジメントを担う保健師を配置する。保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処と

いった業務を統括する役割を担う。なお、恒常的な人員体制の強化のため、感染症対応業務に従事する保健所保健師は、平成31年に約1800人だったが、令和4年に約2700人へと900人増加。令和5年度には、さらに450人増やし、約3150人に拡充する。

改定案は大筋で了承。3月中に公布され、改正地域保健法が施行される4月1日に適用される。

動機や予算の不足、部局間の共通IDの不備等で データ結合進まず、対策の立案・評価に課題

第81回日本公衆衛生学会総会で「住民と社会の健康を志向する
データリンケージ」をテーマにシンポジウム開催

第81回日本公衆衛生学会総会が昨年10月7～9日、「公衆衛生イノベーション」をテーマに山梨県甲府市で開催され、シンポジウム2では「住民と社会の健康を志向するデータリンケージ—課題とその解決に向けて」をテーマに議論が行われた。

「高齢者領域におけるデータ結合によるDXの可能性と課題」と題し登壇した千葉大学予防医学センター教授でJAGES代表理事の近藤克則氏は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を介護予防対策の評価等に用いている点に関し、「介護保険事業計画をつくった後、結果が捨てられてしまうと聞き、データベース化した」と動機を説明。全国でデータをつなげた結果、フレイル割合が市町村間で最小5.2%、最大13.3%と格差があることがわかり、その検証結果が「健康日本21（第2次）の『格差縮小』に反映され、個人対策ばかりではなく、環境整備対策をすべきという方向性につながった」と述懐した。格差に関しては、例えば「スポーツの会への参加率が同じ市町村内でも、前期高齢者で9.3～42.6%、後期高齢者で14.3～64.1%と地域差があり、対策の横展開の重要性が示唆された」「要介護認定データと結合すると、サロン参加の有無で2倍の要介護認定の格差があり、社会参加するほど給付費が低いことも確認できた」と成果を示した。一方、健診データも結合したところ、スポーツの会参加者は中性脂肪高値者が少ないことなどが判明したが、「異なる保険制度で担当者も被保険者番号も異なり、温度差があって、データ提供が叶わない」とした。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が進められている一方で、現場での分析の困難さを改めて口にした。ほかにも、「本人同意が空欄のデータが2割あり、分析に使えない。倫理指針の改定時に検討してもらいたい」「個人を特定しないデータが多くて個票で結合できず、縦断データにして追跡することができない」「市町村ごとに調査票が異なり、市町村間の比較が困難で、結合主体担当者の動機不足、予算不足

や、同一市町村内での部局間の共通IDの不備といった課題も大きい」などと障壁の大きさも指摘した。

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康解析学講座の川上浩司氏は「自治体と連携した乳幼児健診・学校健診情報由来のデータベースの構築とその活用」と題し、同大学等が設立した一般社団法人で行っている母子保健と学校保健の個人単位のデータ結合、予防に向けた分析結果還元の取り組みを紹介した。学校保健データは、世界で唯一の悉皆調査にもかかわらず、受診勧奨にしか使われておらず、高校進学後、一定期間が経過すると廃棄されてしまうため、収集、デジタル化を開始したと説明。母子保健で20自治体、学校保健で160自治体と連携して分析した結果、「虫歯や肥満などの発生に自治体間で差があったため、PHR化して本人・家族や自治体に還元し、とくに自治体へは健康格差を踏まえた対策に活用するよう促している」と意義を説明した。乳幼児健診のデータについては、問診票が自治体間で異なるため、標準化して入力。健診後2か月後には閲覧可能とした結果、電子母子健康手帳のような機能も持つようになったとした。結合データを分析した結果、3歳時の体重過多が15歳時の肥満に影響していることも明らかになったとした。長年の課題だったデータの第三者提供については、「個人情報保護法の令和4年改正により、研究目的が公衆衛生の向上に適っていれば可能になった。さらに、次世代医療基盤法により、本人同意がなくてもつなぐことも可能になった。改善すべき点もあるが、分析の基盤は整いつつある」と指摘した。

厚生労働省老健局老人保健課介護保険データ分析室の藤井麻耶氏は、「介護DBの利活用と今後の展望」と題し、介護DB（介護保険総合データベース）の整備経過を説明した。令和2年から医療保険レセプト情報等とNDBとの連結、令和4年から科学的介護情報システム（LIFE）データの提供とともにDPCデータベースとの連結を開始し、同年度中に介護DBオープンデータを公表。他データとのリンケージを進めつつ、データをクラウド上で解析できる医療・介護データ等の解析基盤HIC（Healthcare Intelligence Cloud）を整備しているとした。そして、大学等の研究者にとどまっている第三者提供先を若手研究者や介護現場スタッフ、民間企業など幅広い主体に広げたいと強調した。

神戸市健康局健康企画課職員で株式会社リンクアンドコミュニケーションの三木竜介氏は、「神戸市における公的データリンケージと活用例」を紹介。神戸市では、後期高齢者医療、国保・介護・健診、生活保護、予防接種、救急搬送などのデータを個人

単位で結びつけており、つないだデータを研究機関等に無償提供している。行政事務等を目的に集めたデータの結合は、個人情報保護法ではNG。しかし三木氏は、「個人情報保護審査会の意見を踏まえ、公益上必要と判断されれば使っても良いとされている」と解説。「この仕組みを活用し、研究申請から、審査会を経て4～6か月で提供。得られた知見を保健事業等の市民サービスの向上に反映させている」とした。一方で、「つなげられなかった国保、介護のデータは10%ほどで、外字、同姓同名、システム仕様の違いなどが原因。つなげようとする多くの工数がかかってしまう。公的データが100%つなげられないのは問題で、共通のデータ仕様がない点は大きな課題」とした。また、個人情報の連結には情報漏洩の問題がつきまとうことから、慎重な議論と綿密な制度設計が不可欠と指摘した。

討議では、本人同意の問題が取り上げられた。近藤氏は「個人情報保護法では学術研究に関しては除外されており、追跡もOKだが、自治体の審査会が非常に慎重で簡単ではない」、川上氏は「個別に同意をとることが原則と自治体は考えている。我々の取り組みでは、アプリで本人が閲覧できるようにしている。利便性を示せば同意される。法律上OKなのに自治体がNGと言うのはどうなのか」と指摘。また三木氏は、データリンケージのコストについて、「ほかのデータとのリンケージは国が行うべき。キーをつけてコストをかけずにできれば、政策の評価に使える。国が使いやすい設計をつくれば、リンケージは進むはず」とした。これらを受けて近藤氏は、「データリンケージは中央集権が有益だ、と研究者が要望すべきだろう」と述べた。

児童虐待相談の対応件数は20万7660件 前年度から2616件増加

厚生労働省が令和3年度福祉行政報告例の結果を公表

厚生労働省は1月19日、令和3年度福祉行政報告例の結果を公表した。まとめられているのは、身体障害者福祉、老人福祉、民生委員、児童福祉、母子保健など13の行政分野。

児童福祉関係を見ると、児童相談所における児童虐待相談の対応件数は20万7660件で、前年度から2616件増加。種別に見ると、心理的虐待が12万4724件（全体の60.1%）と最も多く、身体的虐待4万9241件（23.7%）、ネグレクト3万1448件（15.1%）が続いた。被虐待児の年齢別では、3歳児が1万4035件と最も多い。虐待者別構成割合は、実母が47.5%と最も多く、実父は41.5%で年々割合が増えている。

（記事提供＝株式会社ライフ出版社）

